

食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会

第 197 回議事録

1. 日時 令和 6 年 4 月 17 日（水）14:00～14:31

2. 場所 食品安全委員会 中会議室（Web 会議システムを併用）

3. 議事

- (1) 専門委員等紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) 座長の選出・座長代理の指名
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

赤沼専門委員、新井専門委員、井上専門委員、今井専門委員、植田専門委員、
大山専門委員、川本専門委員、佐々木専門委員、高橋専門委員、平田専門委員、
山中専門委員

(食品安全委員会委員)

山本委員長、浅野委員

(事務局)

及川事務局次長、前問評価第二課長、寺谷調整官、守岡評価専門官、糸井係長、
小林係員

5. 配布資料

- 資料 1－1 食品安全委員会専門調査会等運営規程
- 資料 1－2 食品安全委員会における調査審議方法等について
- 資料 1－3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について
- 資料 2 動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針
- 資料 3 飼料添加物に関する食品健康影響評価指針
- 資料 4 暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
- 資料 5 意見聴取要請（令和 6 年 4 月 17 日現在）
- 資料 6 令和 6 年度食品安全委員会運営計画

6. 議事内容

○前間評価第二課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより、第197回「肥料・飼料等専門調査会」を開催いたします。

私は、事務局評価第二課長の前間と申します。座長が選出されるまでの間、議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、山田専門委員、吉田専門委員が御欠席で、11名の専門委員が御出席の予定ですが、新井専門委員、川本専門委員におかれましては遅れて参加されると伺っております。

それでは、去る4月1日付をもちまして、各専門調査会の一部の専門委員の改選が行われ、本日は改選後最初の会合となります。

まず初めに、食品安全委員会の山本委員長から御挨拶をいただきたいと思います。

○山本委員長 皆さん、こんにちは。食品安全委員会の山本です。

このたびは専門委員への就任を御快諾いただき、ありがとうございます。食品安全委員会の委員長としてお礼を申し上げます。

新たに就任された専門委員におかれましては、既に岸田内閣総理大臣から令和6年4月1日付で食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思います。専門委員の先生方が所属される専門調査会あるいはワーキンググループにつきましては、委員長が指名することになっておりまして、先生方を肥料・飼料等専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

肥料・飼料等専門調査会は、獣医学、薬学、毒性学、体内動態学等の分野が御専門の計13名の専門委員で構成されており、肥料・飼料や動物用医薬品のうち抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質等に関する食品健康影響評価を御担当いただいております。これまでに本専門調査会では、多くの飼料添加物等の食品健康影響評価を取りまとめているほか、近年は暫定基準が設定された動物用医薬品等に係る評価を行っていただいております。

さて、食品安全委員会は、リスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき、客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げております。専門委員の先生方におかれましては、この大原則を御理解の上、それぞれ専門分野の科学的知見に基づき、会議の席で御意見を交わしていただきますようお願い申し上げます。

通常、私どもが考える科学は、精密なデータをもとに正確な回答、真理を求めていくものです。一方、御承知のようにリスク評価は多数の領域の学問が力を合わせて判断していく科学、いわゆるレギュラトリーサイエンスの一部であると考えられています。リスク評価において、あるときは限られたデータしかない場合でも、その限られたデータに基づいて何が言えるのかを突き詰め、その範囲内で何らかの回答を出すことが求められることもあることを御理解いただきたいと思います。

なお、本専門調査会をはじめ食品安全委員会の審議につきましては、原則公開となっております。先生方のこれまでの研究から得た貴重な経験を生かした御発言によって、また、総合的な判断に至るまでの議論を聞くことにより、傍聴者の方々にはリスク評価のプロセスや意義を御理解いただけ、情報の共有にも資するものと考えております。

食品のリスク評価は、国の内外を問わず強い関心が寄せられております。専門委員としての任務は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものです。専門委員の先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的に、かつ迅速に遂行すべく御尽力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

以上で私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○前間評価第二課長 ありがとうございます。

次に、本日の議事と資料について確認を行います。

○守岡評価専門官 お手元に資料を御準備ください。本日の議事は、「専門委員の紹介」、「専門調査会の運営等について」、「座長の選出・座長代理の指名」及び「その他」です。

本調査会はウェブ会議を併用して公開にて開催いたします。ウェブ出席されている先生方におかれましては、発言を希望される際には、カメラに向かって手を振っていただくか、今回資料送付時に同封させていただいた黄色の挙手カードを御活用ください。また、座長や事務局より全員に対して同意を求める場合もあるかと思いますが、同意する場合は手で大きな丸をつかっていただくか、青い同意カードをカメラに向けていただければと思います。皆様のリアクションを見ることができるよう、カメラも常にオンにさせていただきたいと思います。

次に、資料の確認です。本日の資料は、議事次第、委員名簿、議事次第に記載した資料1から6でございます。資料に不足等はございませんか。

議事、資料等の確認は以上です。

○前間評価第二課長 それでは、議事に入ります。

まず、議事(1)の「専門委員等の紹介」でございます。お手元の委員名簿を御覧ください。委員名簿にございますとおり、肥料・飼料等専門調査会は13名の専門委員から構成されております。今回、本年4月1日付で2名の専門委員に御就任をいただいております。私から名簿の順番でお名前を御紹介させていただきますので、恐れ入りますが、就任された専門委員の先生方におかれましては、簡単に一言御挨拶をいただければと思います。

赤沼専門委員でございます。

○赤沼専門委員 株式会社クレハの赤沼です。クレハに来る前は残留農薬研究所で毒性に携わっていました。専門は変異原性です。よろしく願いします。

○前間評価第二課長 次の名簿ですと新井専門委員でございますが、新井専門委員は先ほど申し上げましたとおり少し遅れて参加されると伺っております。

それでは、井上専門委員でございます。

○井上専門委員 国立医薬品食品衛生研究所安全性予測評価部の井上薫です。よろしく願いいたします。専門は、もともとは毒性病理をやっております。最近は様々な厚生労働省関係の有害性評価に携わっております。よろしく願いいたします。

○前間評価第二課長 今井専門委員でございます。

○今井専門委員 公益財団法人実中研トランスレーショナルリサーチ部門の今井でございます。専門は毒性病理学あるいは発がん性ということになっております。よろしく願いいたします。

○前間評価第二課長 植田専門委員でございます。

○植田専門委員 日本獣医生命科学大学の植田でございます。専門は公衆衛生学で、毒性とは少し離れておりますが、全体的なものを見させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○前間評価第二課長 大山専門委員でございます。大山専門委員は4月1日付で着任された専門委員でいらっしゃいます。

○大山専門委員 初めまして。残留農薬研究所の大山と申します。専門は農薬ですが、農薬の家畜代謝試験や家畜残留のGLP試験の経験がありますので呼んでいただいたものと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○前間評価第二課長 続きまして、川本専門委員でございます。今ちょうど入られたようですので、一言御挨拶いただければと思います。

○川本専門委員 今、移動中のため、ビデオオフでの参加ですみません。川本です。麻布大学獣医学部の感染免疫学研究室で教授をしております。専門は微生物学、そして感染症です。どうぞよろしくお願いいたします。

○前間評価第二課長 続きまして、佐々木専門委員でございます。佐々木専門委員は4月1日付で再任された専門委員でいらっしゃいます。

○佐々木専門委員 佐々木でございます。東京農工大学獣医学科で研究室は獣医薬理学研究室でございます。専門は薬物動態をやっております。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

○前間評価第二課長 高橋専門委員でございます。

○高橋専門委員 一般財団法人残留農薬研究所の高橋でございます。毒性部に所属しております。専門は生殖発生毒性です。引き続きよろしくお願いいたします。

○前間評価第二課長 平田専門委員でございます。

○平田専門委員 岐阜大学の平田と申します。獣医病理学研究室の准教授を務めております。専門は研究室の名前のおり病理学です。よろしくお願いいたします。

○前間評価第二課長 次の名簿の順は山田専門委員ですが、本日は御欠席です。

続きまして、山中専門委員でございます。

○山中専門委員 農研機構の山中です。専門は飼料安全一般と家畜の中毒です。よろしくお願いいたします。

○前間評価第二課長 続きまして、吉田専門委員ですが、先ほど申し上げましたとおり、吉田専門委員は本日御欠席です。

本日、食品安全委員会からは、冒頭に御挨拶いただきました山本委員長と浅野委員に御出席いただいております。

また、事務局からは、及川事務局次長、寺谷調整官、守岡評価専門官、桑井係長、小林係員が出席しております。

なお、小林係員は、3月まで勤務していた中の後任として4月1日付で着任いたしましたので、一言御挨拶申し上げます。

○小林係員 4月1日付で着任いたしました小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

す。

○前間評価第二課長 それでは、次の議事に入ります。議事（２）「専門調査会の運営等について」です。

まず、資料１－１を御覧ください。資料１－１に専門調査会運営規程がございますが、かいつまんで申し上げますと、専門調査会に座長を置き、委員の互選により選任すること、それから、座長が会議の議長となること、座長に事故があるときに備えて座長が座長代理をあらかじめ指名すること、専門調査会の所掌事務などを規定しています。

なお、専門調査会の所掌につきましては、資料１－１の最後のページの最後の段、肥料・飼料等専門調査会の欄がございますが、「肥料、飼料等及び動物用医薬品（抗菌性物質、飼料添加物と共通の物質及び対象外物質に限る。）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること」と規定されております。

続きまして、資料１－２「食品安全委員会における調査審議方法等について」について御説明申し上げます。この「食品安全委員会における調査審議方法等について」につきましては、今年の１月１６日付で改正をされまして、今月、４月１日からその改正事項が施行になったものでございます。

最初に、「１ 基本的な考え方」ということで規定していますが、ここに書いていますとおり、中立公正な評価の観点から、委員会又は専門調査会における当該調査審議等に参加することが適当でない場合も想定されますので、その方法を定めるということが基本的な考え方ということで規定しています。

具体的な参加の方法につきましては、「２ 委員会等における調査審議等への参加について」ということで規定していますが、詳しくは（１）で具体的な事項を定めております。（１）の冒頭を読み上げますと、「委員会等は、その所属する委員又は専門委員（以下「委員等」という。）が次に掲げる場合に該当するときは、当該委員等を調査審議等に参加させないものとする。ただし、委員会等が当該委員等の有する科学的知見が委員会等の調査審議に不可欠であると認める場合は、当該調査審議に参加させることができる。」とございまして、①から⑥までのいずれかに該当する場合は、原則としては調査審議に参加をしないということになります。

今年の４月１日に施行された部分で特に御留意いただきたいものを申し上げますと、①の冒頭を御覧いただければと思うのですが、これまでは委員等本人のこのみが規定されておりましたが、御家族についても規定が追加されました。読み上げますと、委員等本人又はその家族。この家族の定義ですが、配偶者及び一親等の者であって、委員等と生計を一にするものということで、配偶者又は生計を一にする例えばお子様などが該当するということでございます。その者が、調査審議等の対象となる企業申請品目の申請企業もしくはその関連企業又は同業他社から、過去３年間の各年において新たに取得した金品等の企業ごとの金額ということで、昨年まではその合計額についての規定はなかったのですが、合計額が５００万円を超える場合が今回新たに追加されました。それと、これまでと変わらぬ規定として、別表に掲げるいずれかに該当する場合ということで、次のページの下に別表がございます。これのいずれかの金額を超える場合には申し出ていただくことになろうかと思えます。

続きまして②及び③も、これまで委員等本人のみの規定でございましたが、4月以降は御家族についてもその規定が準用されるということで追記がされております。

簡単ではございますが、資料1-2につきましての内容の説明は以上となります。

資料1-2の3ページに確認書という様式をつけてございまして、もう既に先生方には確認書に記載をいただいて、提出いただいていると承知しておりますが、先ほど申し上げました今年の4月1日に変更された点も含めまして、御留意をいただければと思います。

説明は以上となりますが、以上申し上げた点につきまして、何か質問等ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、ただいま御説明申し上げました内容について御理解、御留意の上、専門委員としてお務めいただければと思います。よろしくお願いたします。

続きまして、議事(3)「座長の選出・座長代理の指名」についてです。先ほど資料1-1で御説明申し上げましたが、食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第3項という部分に「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任する」とされております。

それでは、皆様、いかがでございましょうか。御推薦いただけますか。

今井専門委員、お願いします。

○今井専門委員 これまでの本調査会での審議における御実績を踏まえ、加えて、肥料・飼料添加物という対象品目の特性から、これまでの豊富な御経験を考慮して、山中先生が座長として御適任かと思ひ、推薦いたします。どうぞよろしくお願いたします。

○前間評価第二課長 そのほかいかがでございましょうか。

佐々木専門委員、お願いたします。

○佐々木専門委員 佐々木でございます。私も山中専門委員を推薦したいと思っております。先生の御見識と、これまでの長い委員の御活躍から推薦したいと思っております。どうぞよろしくお願申し上げます。

以上でございます。

○前間評価第二課長 ただいま、今井専門委員、佐々木専門委員から、山中専門委員を座長にという御推薦がございました。いかがでございましょうか。御賛同いただける場合には、青色の同意カードを提示いただくか、手で丸をつくっていただければと思います。

(同意の意思表示あり)

○前間評価第二課長 ありがとうございます。御賛同いただけたと承知いたしました。

それでは、御賛同いただけましたので、座長に山中専門委員が互選されました。

山中専門委員、座長をよろしくお願いたします。

それでは、山中座長から一言御挨拶をいただければと思います。

○山中座長 座長を務めさせていただくことになりました山中です。

肥料・飼料等専門調査会は、ほかの専門調査会と比べても調査対象の幅が広くて、また、対象が多いために開催回数も比較的多いというふうに承知しておりまして、非常に責任を感じます。

私はこれまで飼料安全分野の研究を通じて、産業由来、自然物質由来の有毒物質や環境汚染物質、新規飼料や肥料など様々なものを対象としてきましたので、対象ごとに異なるハザードとリスクの可能性を考えていくことについては多少慣れているという感じもあるのですが、議論を取りまとめていくに当たって、対象一つ一つの物性や毒性の知識、また、それぞれの試験の詳細に疎いところがございます。そこは皆様、御専門の先生方に助けていただくということで、浅学の身ではございますが、何とか務めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○前間評価第二課長 山中座長、ありがとうございました。

次に、同じく先ほど資料1-1で御説明申し上げましたが、食品安全委員会専門調査会等運営規程の第2条第5項の欄に「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とございますので、座長代理の指名を座長にお願いしたいと思っております。また、これ以降の議事の進行は山中座長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

○山中座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明があった座長代理の指名についてですが、私から、座長代理としては、川本専門委員、それから高橋専門委員にお務めいただきたく指名させていただきたいのですが、いかがでしょうか。同意いただけるでしょうか。

(同意の意思表示あり)

○山中座長 ありがとうございます。

それでは、まず、川本座長代理から一言御挨拶をお願いいたします。

○川本専門委員 川本です。ビデオオフで失礼いたします。謹んでお受けさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山中座長 ありがとうございました。

それでは、高橋座長代理からも一言御挨拶をお願いいたします。

○高橋専門委員 高橋でございます。今、座長代理を仰せつかりまして、浅学ですが、御協力させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○山中座長 ありがとうございました。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○守岡評価専門官 それでは、今回は委員改選後初めての議事となりますので、事前にお送りしました資料2から資料5について簡単に説明させていただきます。お手元に資料を御準備ください。

まず、資料2から資料4でございますが、こちらの資料は本調査会で使用する指針でございます。専門委員に就任されたときに水色の本が送付されているかと思っておりますが、その中に掲載されている指針でございます。改めて御確認いただければと思っております。

また、4月1日に食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されております。そのため、指針中に厚生労働省と以前書かれていたところは消費者庁へ、厚生労働大臣とされていたところは内閣総理大臣に変更されていますので、御注意いただきたいと思います。

次に、資料5の説明をさせていただきます。資料5は意見聴取要請の一覧でございます。現在意見を求められている案件は、この一覧のとおりでございます。今後、評価をお願いするものでございます。また、今後も評価要請は来ますので、随時この表は追加されていきますので、引き続きよろしくお願いたします。

資料の説明は以上でございます。

○山中座長 ありがとうございます。

ただいま事務局から、資料2から5についての説明がございましたが、何かコメントのある方、また御質問のある方がありましたら、よろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に入ります。議事の(4)「その他」に入らせていただきます。事務局から何かございますか。お願いたします。

○前間評価第二課長 本日は、令和6年度最初の専門調査会ですので、資料6「令和6年度食品安全委員会運営計画」について御説明差し上げたいと思います。それでは、お手元の資料6を御覧ください。令和6年度の食品安全委員会運営計画です。

表紙をおめくりいただきますと目次がございます。昨年度版と同様、第1の事業運営方針から第9の国際協調の推進までの9項目から構成されております。第1及び第2が総論、第3から第9までが各論という扱いです。

2ページの「第1 令和6年度における委員会の事業運営方針」を御覧ください。昨年度と同様、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく旨記載をしております。

続きまして、「第2 委員会の運営全般」を御覧ください。第2の(1)から(6)までの柱立ては昨年度版と変わりございませんが、(5)のリスク管理機関との連携の確保では、先ほど守岡が申し上げましたように、令和6年4月の消費者庁への食品衛生基準行政の移管について新たに言及を追加しております。また、(6)委員会におけるデジタルトランスフォーメーションの取組につきましては、デジタル技術を活用した情報収集などの体系化・効率化について、実証調査を実施し課題の整理を行うこと。令和5年度に内閣府に導入されたガバメントソリューションサービス(GSS)を活用した業務の効率化を推進することについて、それぞれ新たに追記をしています。

3ページの「第3 食品健康影響評価の実施」につきましては、最新の科学的知見に基づき客観的かつ中立公正なリスク評価を推進する旨記載をしておりますが、昨年度版と異なる新たな記述といたしましては、「2 評価ガイドライン等の策定等」において、家畜のみでなく養殖水産動物にも適用し得る薬剤耐性菌の食品健康影響評価指針の改正、ベンチマークドーズ法の活用に関する指針、(Q)SARを活用して変異原性を評価する場合の手引き、昨年9月に開催した20周年シンポジウムにおける成果を踏まえた課題の整理と対応の方向性の検討を行う旨を新たに追記しています。

4ページからの「第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視」から11ページの「第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」までの記載につきましては、基本的な記述に変更はございません。

11 ページの「第9 国際協調の推進」につきましては、「2 海外の研究者等の招へい」において、昨年度版までは新型コロナウイルス感染症の状況を注視すること、海外からの専門家を招へいできない状況が続く場合はウェブ会議システム等を利用して情報交換等を実施することが記載されておりましたが、感染症法上の新型コロナウイルス感染症の扱いも変更となりましたことから、これらの記述が削除されております。

以上、簡単ではございますが、昨年度版からの変更点を中心とした令和6年度食品安全委員会運営計画の説明でございます。

以上でございます。

○山中座長 ありがとうございます。

今の説明について御質問等がありますか。よろしいでしょうか。

それでは、その他、事務局から何かございますか。

○守岡評価専門官 いいえ、ございません。

本日は、この後、非公開で第198回専門調査会を予定しております。14時40分から始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○山中座長 これで、第197回肥料・飼料等専門調査会の議事は全て終了いたしました。

以上ともちまして閉会いたします。どうもありがとうございました。